

商標法（商標図案の類似）

【書誌事項】

当事者：A（上告人、智慧財産局、原審被告）、vs B（被上告人、原審原告）

判断主体：最高行政法院

事件番号：104 年度判字第 354 号

言渡し日：2015 年 6 月 25 日

事件の経過：原判決を破棄し、智慧財産法院に差し戻す

【概要】




最高行政法院は、原判決が係争商標と引用商標を比較した後の結論から、両商標がなぜ全く類似しないのかについて説明されておらず、むしろ両商標が少なくともある程度の類似性を有することが証明されている（例えば、文言上いずれも「スウィートなもの」の意味を持つ）ため、原判決が係争商標と引用商標は類似しないと認定したが、これには理由不備がある、と判断した。

最高行政法院は法律審であり、商標図案の類否は事実認定に関係する。本件は、最高行政法院が智慧財産法院による商標図案非類似の認定に理由不備があると判断した、比較的稀なケースである。

【事実関係】

被上告人 B は、図 1 「蜜蜜坊及び図」商標（以下「係争商標」という）の商標登録出願者であり、2012 年 11 月 29 日に第 30 類「デザート、焼き菓子、中華菓子、パイナップルケーキ、ポップコーン、マカロン、もち、もち入りアイス、ドーナツ、ケーキ、どら焼き、ホットケーキ、パイ、プリン、蛋黄酥、鳳眼糕、アイスケーキ、スポンジケーキ、キッシュ、プリンの素」商品への使用を指定した係争商標をもって上告人たる智慧財産局に登録出願した。審査により、係争商標は、引用商標 1 「蜜蜜」（図 2-1）及び引用商標 2 「蜜蜜」（図 2-2）に類似し、またこれらと同一または類似する商品への使用を指定していることから、関連消費者に混同誤認を生じさせる虞があると認定され、拒絶査定された。被上告人 B はこれを不服として出訴したが、棄却されたため、行政訴訟を提起した。

	係争商標	引用商標 1	引用商標 2
商標図案	(図 1)	(図 2-1)	(図 2-2)

			
出願/ 登録番 号	出願番号第 101067722 号	登録番号第 1290411 号	登録番号第 45932 号
指定商 品の種 類別/ 名称	30 デザート、焼き菓子、中華菓子、 パイナップルケーキ、ポップコ ーン、マカロン、もち、もち入 りアイス、ドーナツ、ケーキ、 どら焼き、ホットケーキ、パイ、 プリン、蛋黄酥、鳳眼糕、アイ スケーキ、スポンジケーキ、キ ッシュ、プリンの素。	29 ゼリー、ジャーキー、 砂糖漬け、スイカの 種、ジャム、豆腐干、 食品添加用プロテ インパウダー、魚そぼ ろ、肉類レトルト食 品、肉汁、キムチ、冷 凍野菜レトルト食品、 野菜スープ。	30 キャンディー、チ ューインガム、風 船ガム。

【判決内容】

係争商標と引用商標を比較すると、人に与える印象が何れも「蜜蜜」文字の意味又は外観であり、たとえ係争商標には蜂、花、曲線がデザインされているとしても、「蜜蜜」二文字については何れも文字の意味と外観が変更されておらず、先頭の二文字の称呼についても全く変更がなく、上記デザインはただ係争商標と引用商標の類似度を低下させるに過ぎず、全く類似しないと言い難い。原判決は、係争商標の称呼は「蜜蜜坊」であり、引用商標の称呼は「蜜蜜」であるとして、両者は類似しないとの結論を出したが、いわゆる非類似とは、係争商標に「坊」の字が付加されているからなのか。もし係争商標に「坊」の字が付加されたことが理由であれば、なぜこの文字を付加したことで、先頭二文字の称呼が全く類似しなくなったのか。これに関する説明が一切ない。もし原審が係争商標の文字数、外観デザインが異なるとして消費者にとって識別に足りるものであると認定したのであれば、外観判断と称呼判断を混同したのではないか。また、原判決同欄理由 12 行目において、係争商標が関連消費者に与える印象は、「アットホームでスウィートな小屋/店」であり、引用商標が関連消費者に与える印象は「スウィートな物事」である、と認定したが、いずれもスウィートなものなのに、なぜ両者の意味が全く類似しないと結論付けたのだろうか。つまり、たとえ原審は係争商標と引用商標の外観、観念及び称呼等要素を総合的に考量したとしても、原判決が係争商標と引用商標を比較して出した結論は、両商標がなぜ類似しないとの理由にならず、却って両商標がある程度類似している（例えば、称呼は何れも「蜜蜜」の二文字を含み、文言上何れも「スウィートなもの」の意味を持つ）との説

明になる。よって、原審は係争商標と引用商標が類似商標に該当しない（低類似度を下回る完全非類似の範囲をいう）云々と認定したのは、理由の不備がある。

【専門家からのアドバイス】

一、智慧財産法院は、主に以下の理由により係争商標と引用商標が類似しないと認定した。

1. 係争商標は、デザインされた「蜜蜜坊」の文字と図形との組み合わせにより商標図案全体が構成され、一文字目の「蜜」は「虫」の代わりに漫画化された蜂の図案が載せられ、二文字目の「蜜」は点の代わりに花の図案が載せられ、「坊」は家の図案を背景とし左はらいを一文字目の「蜜」まで延長させ、またその端に飾りとして花の図案を載せ、家まで続く花の咲いた温かい道をイメージさせるものである。
2. 「坊」の文字は専用権放棄の部分であるものの、商標の全体観察の原則及び要部観察方法に合致するために、これを商標図案の一部として全体の対比を行わなければならない。
3. 引用商標1は「蜜蜜」を縦に並べたもので、引用商標2は「蜜蜜」を横に並べたものであり、いずれもデザインされていない単なる文字の商標であることから、係争商標と引用商標は外観が異なるものである。
4. さらに、係争商標の文字数は三文字で、それに対して引用商標の文字数は二文字であり、続けて読むとその称呼は明らかに差異がある。
5. 係争商標が関連消費者に与える印象は、アットホームでスウィートな小屋/店であり、一方、引用商標の図案はスィートな物事を表しており、両者の実質的な意味に差異がある。これにより、両商標図案は外観、観念または称呼においていずれも差異があることが証明され、明らかに類似商標に該当しない。

二、最高行政法院は、以下の理由により智慧財産法院の判決に理由不備があると認定した。

1. 係争商標と引用商標を比較すると、人に与える印象が何れも「蜜蜜」文字の意味又は外観であり、たとえ係争商標には蜂、花、曲線がデザインされているとしても、「蜜蜜」二文字については何れも文字の意味と外観が変更されておらず、先頭の二文字の称呼についても全く変更がなく、上記デザインはただ係争商標と引用商標の類似度を低下させるに過ぎず、全く類似しないと言い難い。
2. 原判決は理由欄で、係争商標の称呼は「蜜蜜坊」であり、引用商標の称呼は「蜜蜜」であるとして、両者は類似しないと結論を出したが、いわゆる非類似とは、係争商標に「坊」の字が付加されているからなのか。もし係争商標に「坊」の字が付加されたことが理由であれば、なぜこの文字を付加したことで、先頭二文字の称呼が全く類似しなくなったのか。これに関する説明が一切ない。もし原審が係争商標の文字数、外観デザインが異なるとして消費者にとって識別に足りるものであると認定したのであれば、外観判断と称呼判断を混同したのではないか。

3. 原判決理由欄において、係争商標が関連消費者に与える印象は、「アットホームでスウィートな小屋/店」であり、引用商標が関連消費者に与える印象は「スウィートな物事」である、と認定したが、いずれもスウィートなものなのに、なぜ両者の意味が全く類似しないと結論付けたのだろうか。

三、分析

- (一) 前述智慧財産法院による両商標図案非類似の認定理由につき、確かに斟酌する必要があり、もし三文字と二文字の違いまたはデザインされた図案の有無だけで両商標図案の外観が類似しないと認定できるのであれば、それは全く同じでなければ「外観が異なる」ということを意味するため、商標類似案件の多くは成立しないはずである。
- (二) 実際に、智慧財産法院が説明しようとしたのは、商標が二文字または三文字のような少ない文字数で組み合わせられたものである場合、消費者はひと目で両者の違いを識別できるため、外観が類似しないが、商標図案が十文字以上で組み合わせられたもので、そのうちの少数の文字のみ異なる場合は、消費者が識別し難いため、前述の場合とは異なる、ということだと思われる。
- (三) 本件の両商標が類似しないことを説明するとき、「蜜蜜」との二文字はデザート食品類において識別力が非常に薄弱であり、デザート業界では既に多くの人を使用しているため、消費者の多くは「蜜蜜」との二文字があるだけで両商標が同じ出所であると判断することはなく、そのうえ係争商標には他に可愛らしい図案のデザインがあり、消費者はひと目でその違いを識別でき、混同誤認が生じることはないとは強調する必要がある。
- (四) 商標図案の類否は事実認定に関係し、これは事実審裁判所の職権であるため、最高行政法院は下級審による商標図案類似の認定結果に対し、尊重する傾向がある。出願者が商標図案の類否について上告を提起したとき、最高行政法院は通常、下級裁判所が事実認定の職権を行使したとして上告を棄却する。例えば、最高行政法院 76 年判字第 640 号判決において「両商標が同一または類似するか否かは、裁判所による事実認定の職権の行使であり、その認定が法令に違反しない場合、無断でその法適用に誤りがあると指摘してはならない」と示されている。さらに、95 年度判字第 600 号判決において「係争商標と引用商標が類似するか、引用商標が著名商標であるか、また係争商標が商標登録要件に合致するかについての事実証拠が、事実認定の問題に該当することが認められた場合、事実審裁判所は情状酌量する権利を有するため、弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、論理則または経験則に反しないのであれば、違法であると指摘してはならない」と示されている。
- (五) 本件は、最高行政法院が智慧財産法院の非類似に対する認定を指摘し、智慧財産法院による商標図案類否の認定に理由不備があると判断した、比較的稀なケースである。一方、同じ理由により、智慧財産局が智慧財産法院による商標図

案類否の認定に対して意見することが少なく、本件は智慧財産局が上告を提起した珍しいケースでもある。

- (六) 本件から、現在の台湾裁判所の知的財産案件に対する審判は細密化していることがわかる。裁判所は商標図案の類否を随意に認定するのではなく、具体的にその認定理由を述べなければならないうえ、その理由は前後が矛盾するまたは不明瞭なものではなく、道理に適うものでなければならない。さもないと、智慧財産法院による商標図案類否の認定でも破棄される可能性がある。このことから、台湾で商標登録を出願する者は、智慧財産法院による図案類似または非類似の認定に不服があるとき、上告の提起も視野に入れることができ、上告しても勝訴できないという考えは必要ない。